

ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業 助成金交付審査会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業助成金交付要綱（平成23年3月14日施行。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業助成金交付審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審査会は、ぎふ技術革新センター運営協議会会長（以下「会長」という。）が別に定める委員により構成する。

2 審査会には委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、委員に対して、審査に対する謝金及び費用弁償を支払うことができる。ただし、審査に対する謝金の額は会長が別途定める。

4 審査会に関する庶務は、岐阜県産業技術総合センター（以下「事務局」という。）において処理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会は、必要に応じて申請者、学識経験者等から意見を聴取することができる。また、申請者からの関係資料の追加提出を要請できる。

(審査方法)

第4条 審査は、別紙1の「審査基準」に基づき、原則として申請書により行う。

2 事務局は、審査に先立って申請者等から事業内容について確認を行うことができ、別紙1「審査基準」を基に作成した別紙2、3「交付審査表（以下「採点表」という。）」を、申請書及び関係資料と併せて各委員に提出するものとする。

3 各委員は、審査に先立って申請者からのプレゼンテーションを受ける場合、この結果も踏まえ、「採点表」を作成する。

4 事務局は、各委員により提出された「採点表」を別紙4「採点集計表」に取りまとめ、審査会に提出する。

5 審査会は別紙5「評価・採択基準」を踏まえ、前項の審査結果から採択すべき候補を選定する。

6 会長は、審査会によって選定された交付すべき候補について、助成対象事業の数量、単価等を査定し、助成金を内定する。

(守秘義務)

第5条 委員及び審査会に関わる者は、審査の過程において知り得た申請書の内容について、第三者に漏洩、又は盗用してはならない。

附 則

この要領は、平成23年3月14日から施行し、平成23年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月28日から施行し、平成24年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行し、平成31年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月17日から施行し、令和2年度分の助成金から適用する。

(別紙 1)

ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業助成金
審査基準

(1) 資格審査【審査表：別紙 2】

- ① 助成対象者として適当か。
 - ・ 研究会は、本事業助成金交付要綱第 2 条第 3 号を満たす研究会であるか。
(2 者以上で構成され、代表者等を定めているか、当該研究会の代表者が本協議会の特別会員若しくは正会員であるか、ぎふ技術革新センター設備機器の活用が図られるものであるか、など)
 - ・ 企業、大学等、県試験研究機関等の産学官 3 者の連携により構成された研究会であれば、より望ましい。
 - ・ 添付書類は揃っているか。
- ② 助成対象事業として適当か。
 - ・ 申請内容は、本事業助成金交付要綱第 3 条各号に定められた対象分野に合致するものか。
 - ・ 既に、類似研究開発内容が実施されている場合、先行研究との差別化がなされているか。

(2) 経理審査【審査表：別紙 2】

- ① 予算が適当か。
 - ・ 予算が適正であり、各助成対象項目等が適正な価格になっているか。
 - ・ 本事業に関わらない事務経費等が含まれていないか。

(3) 技術審査【審査表：別紙 3】

【事業要素評価】

- ① 技術開発の目的が明確かつ従来技術に対し優位性が認められるか。
 - ・ 新規性、独創性、先取性がある研究課題になっているか。
 - ・ 解決すべき課題が明確になっているか。
 - ・ 従来技術と比較して優位性が見込めるか。
- ② 研究課題の実施計画・方法が明確かつ妥当か。
 - ・ 研究課題への取り組みスケジュールが的確であり、会計年度内に事業が終了する計画であるか。

【事業体制評価】

- ① 研究会会員間の連携強化に向けた取り組み体制が整備されているか。
 - ・ 研究会会員間での役割分担が的確であり、研究会会員による取り組み度合いが高いか。

【事業化評価】

- ① 研究課題に対する産業界のニーズはあるか。
 - ・ 関連する産業界のニーズや市場動向を把握しているか。
- ② 事業化に向けた研究開発要素の見通しはあるか。
 - ・ 研究課題の成果が、新商品・新サービスの開発等に向けた研究開発要素を見込めるか。
- ③ 新たな市場性や産業への波及効果が見込まれるか。
 - ・ 研究課題の成果が、新たな市場開拓及び産業への技術的・経済的波及効果が期待できるか。

【設備機器活用評価】

- ① 岐阜県産業技術総合センターの技術支援事業（技術相談等）や設備機器の活用が図られるものであるか。
 - ・ 研究課題への取り組みにあたって、技術支援事業や設備機器が効果的に活用されるか。

(別紙2)

令和 年度ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業
助成金交付審査表

申請者	
研究課題	

(1) 資格審査

審査項目	評価
① 助成対象者として適当か。	
② 助成対象事業として適当か。	
総合評価	
【意見】	

(2) 経理審査

審査項目	評価
① 予算が適当か。	
総合評価	
【意見】	

(別紙 3)

令和 年度ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業
助成金交付審査表

(3) 技術審査

申請者		
研究課題		
審査項目		評点
事業要素評価	①技術開発の目的が明確かつ従来技術に対して優位性が認められるか。	1・2・3・4・5
	②研究課題の実施計画・方法が明確かつ妥当か。	1・2・3・4・5
事業体制評価	①研究会会員間の連携強化に向けた取り組み体制が整備されているか。	1・2・3・4・5
事業化評価	①研究課題に対する産業界のニーズはあるか。	1・2・3・4・5
	②事業成果の活用計画は妥当であるか。	1・2・3・4・5
	③新たな市場性や産業への波及効果が見込まれるか。	1・2・3・4・5
設備機器活用評価	①ぎふ技術革新センター整備機器の活用が図られるものであるか。	1・2・3・4・5
総合評価		
【意見】		
委員名：		

※5段階評価は、5：非常に優れている、4：優れている、3：良好である、2：やや劣っている、1：劣っている とする。

(別紙 4)

令和 年度ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業助成金交付審査採点 集計表						
申請者：						
研究課題：						
審査項目	評価					平均
	委員	委員	委員	委員	委員	
(3) 技術審査						
■事業要素評価						
① 技術開発の目的が明確かつ従来技術に対し優位性が認められるか。						
② 研究課題の目的・方法が明確かつ妥当か。						
■事業体制評価						
① 研究会会員間の連携強化に向けた取り組み体制が整備されているか。						
■事業化評価						
① 研究課題に対する産業界のニーズはあるか。						
② 事業成果の活用計画は妥当であるか。						
③ 新たな市場性や産業への波及効果が見込まれるか。						
■設備機器活用評価						
① ぎふ技術革新センター設備機器の活用が図られるものであるか。						
総合評価点						
各委員の総合評価点の合計						

(別紙 5)

**ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業助成金
評価・採択基準**

■【資格審査】【経理審査】の評価について

- 1 各審査項目の評価は以下の2段階で行う。
「○」・・・助成対象として審査事項に合致している。
「×」・・・助成対象として審査事項に合致していない。
- 2 総合評価においても下記の2段階評価とし、記載要領は以下のとおりとする。
・各評価において1つでも「×」があれば「×」と記入する。
・上記以外は「○」とする。
- 3 資格審査の結果は以下のとおり取り扱うこととする。
・総合評価において「×」と評価されたものは採択せず、技術審査も行わない。

■【技術審査】の評価について

- 1 各審査項目の評点は以下の5段階で行う。
「5」・・・各審査項目が助成事業において、非常に優れている。
「4」・・・各審査項目が助成事業において、優れている。
「3」・・・各審査項目が助成事業において、良好である。
「2」・・・各審査項目が助成事業において、やや劣っている。
「1」・・・各審査項目が助成事業において、劣っている。
- 2 各審査委員の総合評価点を合計し、合計評点数の上位のものから採択を行うものとする。なお、予算残額が採択案件の助成金要望額に満たない場合は、事業計画を遂行でき、かつその効果が期待できるものと判断できる場合にのみ、予算残額の範囲内で交付を行う。